

生駒市食の自立支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、見守り等が必要な高齢者に対し、住み慣れた地域社会のなかで健全で安定した生活を継続して営むことができるよう支援するため、栄養バランスのとれた食事の提供及び配達時の安否確認を行う食の自立支援事業（以下「配食サービス」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 配食サービスを利用することができる者（以下「対象者」という。）は、おおむね65歳以上の高齢者のみで構成される世帯又は当該世帯に準ずると市長が認める世帯に属する者等であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 老衰、心身の障がい又は疾病等の理由により、居宅において調理を行うことが困難な者で、安否確認等を含む見守りが必要な者
- (3) 対象者及びその者の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）について、配食サービスの提供を受ける日の属する年度（1月から7月までに配食サービスの提供を受けようとするときは前年度とする。）分の市町村民税が課されていない者

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認める者については、この限りではない。

(実施主体)

第3条 配食サービスの実施主体は市とする。ただし、配食サービスの全部又は一部を、適正に実施することができることを認める社会福祉法人その他市長が適当と認める法人（以下「サービス提供法人」という。）に委託して行うことができる。

(利用の申請)

第4条 配食サービスを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、生駒市食の自立支援事業利用申請書（様式第1号）及び生駒市食の自立支援事

業アセスメント票（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、身体状況の急変等の理由により市長に申請書の提出によって配食サービスの利用申請するいとまがない場合、口頭等による利用申請をすることができる。この場合、申請者は、配食サービスの利用開始後速やかに生駒市食の自立支援事業利用申請書（様式第1号）及び生駒市食の自立支援事業アセスメント票（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（利用の決定等）

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、対象者の身体状況、日常生活の実態及びニーズ等を調査したうえで、その可否を決定し生駒市食の自立支援事業利用決定（却下）通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の決定に際し、必要な条件を付すことができる。
- 3 前条第2項により利用申請があった場合の通知方法について、第1項の規定にかかわらず、市長は口頭等で行うことができる。
- 4 市長は、第1項の規定により配食サービスの利用を決定したときは、利用を決定した対象者（以下「利用者」という。）の決定内容等をサービス提供法人に通知するものとする。
- 5 市長は、利用者及びその世帯の状況等を定期的に調査し、これに基づき利用調整及び第1項の決定内容の見直し等を行うものとする。
- 6 市長は、前項の規定により決定内容の見直しを行ったときは、その旨を申請者及びサービス提供法人に通知するものとする。

（利用料金）

第6条 利用者は、原材料費及び調理費等に相当する額として1食あたり400円を負担するものとする。

- 2 配食サービスに係る利用料金は、利用者がサービス提供法人に支払うものとする。

（申請事項の変更）

第7条 申請者は、住所その他の申請事項に変更があったときは、生駒市食の自立支援事業利用申請事項変更届（様式第4号）を市長に提出するものとする。

(利用内容の変更等)

第8条 申請者は、利用内容に変更があったときは、生駒市食の自立支援事業利用内容変更申請書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

2 申請者は、入院等の理由により一時的に配食サービスを利用しないときは、生駒市食の自立支援事業一時停止届(様式第6号)を市長に提出し、再度配食サービスを利用するときは、生駒市食の自立支援事業利用再開届(様式第7号)を提出するものとする。

3 市長は、第1項の変更申請書を受理したときは、生駒市食の自立支援事業利用変更決定通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

4 市長は、第1項の変更申請書又は第2項の届出を受理したときは、サービス提供法人に利用者の変更内容等を通知するものとする。

(利用の廃止)

第9条 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、生駒市食の自立支援事業利用廃止届(様式第9号)を市長に提出するものとする。

(1) 利用者が、第2条に規定する対象者でなくなったとき。

(2) 利用者が、死亡したとき。

(3) 利用者が、施設等に入所又は入院(前条第2項に該当する場合を除く)したとき。

(4) その他、配食サービスの利用が必要でなくなったとき。

2 市長は、前項の届出を受理したときは、サービス提供法人に通知するものとする。

3 市長は、第1項第1号、第2号及び第3号に該当する状況であることを確認した場合、配食サービスの利用を廃止することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の生駒市食の自立支援事業実施要綱による生駒市食の自立支援事業の利用者である者は、改正前の要綱による生駒市食の自立支援事業の利用者とみなす。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。